

## 関係機関と連携し 虐待から子どもを守る



県川西こども家庭センター 家庭支援課長 森田佳子さん

市役所や教育機関などと協力し  
あらゆるケースに対応

児童虐待の相談件数は  
大幅に増加

新聞やテレビでも連日報道されるなど、今や社会問題となっている児童虐待。県川西こども家庭センターに寄せられる虐待の相談件数は、平成29年度の753件から、30年度には1184件になり、約6割増加しています。児童虐待の中でも、近年増えているのが心理的虐待です。言葉による脅しや無視、きょうだい間での差別的扱いなどが当てはまり、子どもの目の前で夫婦げんかをするこどもも心理的虐待となる可能性があります。

### 教育委員会など 関係機関との連携を強化

身体的虐待や性的虐待、目には見えにくい心理的虐待など、あらゆる事案に対応していくために、同センターでは市役所や教育機関、保育施設、警察などとの連携に力を入れています。

昨年同センターはキセラ川西プラザの3階に移転しました。市内の子育て支援を担うこども・若者ステーションが

## 11月は「児童虐待防止推進月間」 虐待かなと思ったら すぐに連絡してください

県川西こども家庭センター管内で平成30年度に相談のあった虐待の件数は、身体的虐待205件、性的虐待14件、心理的虐待797件、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）168件。虐待かなと思ったら、すぐに連絡してください。キセラ川西プラザ3階のこども・若者ステーションでは子育て相談を受け付けています。あなたの悩みを聞かせてください。

児童相談所全国共通ダイヤル  
☎189(いちはやく)  
こども・若者ステーション  
☎(740)1152  
県川西こども家庭センター  
☎(759)7799

連絡先一覧

隣にあり、市とも協力しやすくなりましただね。各関係機関と月に何度も会議をするなど、普段から顔の見える関係をつくっておくことで、いざというときに協力体制を取りやすくなります。

虐待のリスクを減らすには、県川西こども家庭センターと各関係機関がしっかりと情報共有し、連携を強化していくことが大切だと感じています。

### 気になることがあれば ためらわずに連絡を

最近では、虐待に気付いた地域の人から連絡を受けるこ

とが多くなりました。それだけ、虐待防止への意識が高くなってきているんだと思います。一方で、子どもの泣き叫ぶ声や親の怒鳴る声を頻りに聞いていたとしても、「虐待か確認がないのに、連絡して良いのか分からない」と不安に思っている人も多いのではないのでしょうか。

児童虐待は誰かができるだけ早く気付くことが大切。それが課題を抱えている家庭を、必要な支援につなげていくことにもつながります。子どもたちを虐待から守るために、皆さんもためらわずに連絡してほしいと思います。



## いきなり団子

旬の味覚を使った熊本県の郷土菓子

### レシピ 川西いずみ会

- 材料 6個分
- サツマイモ …………… 1本
- 粒あん(こしあんも可) …………… 100g
- 薄力粉・白玉粉 …………… 各100g
- 塩 …………… 少々
- 水 …………… 100cc
- 熱量(1個分): 194kcal、塩分: 0.2g

### ●作り方

- ①サツマイモを皮つきのまま1cm厚の輪切りにし、水に漬けてあく抜きをする。
- ②粒あんを6等分にする。
- ③薄力粉と白玉粉、塩をボウルで混ぜ合わせ、水を少しずつ加えて耳たぶ位の固さになるまでよく練り、6等分にする。
- ④①のサツマイモの水を切って皿に乗せ、ラップをして500Wの電子レンジで約2分加熱する。
- ⑤③の生地を楕円形に伸ばして④に乗せ、その上に粒あんを重ねて全体を包む。クッキングシートに並べ、蒸気の上があった蒸し器で25分程度蒸す。

## 生きる

### 相手の立場で考えられるかどうか

いろいろな人の目にふれる差別落書き  
当事者に寄り添って考えることが大切

平成3年ごろ、市内の駅や百貨店のトイレで部落差別を助長する落書きが立て続けに発見されました。人権教育室長の私はそのたびに現場へ足を運び、誰が書いたのか、なぜ書かれたのかと思い悩んでいました。

また新たな落書きが発見されたとき、部落解放同盟の女性と一緒に現場を見に行ったことがあります。1人ずつ順にトイレの個室に入り、落書きを確認。私も目にして、マジックで書き殴られた文字に立ちを感じていました。

同行した関係者が順に個室に入り、確認を待ちます。しかし、その女性だけが数分たっても出てきません。あまりに遅いので声を掛けると、彼女は涙を流して肩を震わせ、その場に立ち尽くしていました。理由を聞くと、『「まだ小さな孫がこの落書きを見たらどう思うだろう」と想像すると、動けなくなった」と言うのです。

私は解放同盟の人たちと関わる中で同じ立場に立って考えてきたつもりでしたが、当事者の立場だからこそ感じることも多いということに気づき、落書きの影響の大きさを痛感しました。

人が集まる場所に書かれた落書きは、いろいろな人の目にふれることとなります。SNSやインターネットの書き込みも同じです。差別的な表現を目にするたび、あの時女性が家族を思って傷つき涙した様子が頭に思い浮かびます。

差別を受けるつらさは、当事者の立場にならないと分かりません。相手に寄り添って考えることが大切なんだと思います。

(緑台小学校区人権啓発推進委員会委員長 矢野端)

## 消費生活センターだより

### 「お試し」のつもりが定期購入だった

低価格をうたう広告をうのみにせず  
契約の内容をきちんと確認しましょう

**事例1** インターネットで「ダイエットサプリ1袋がお試し価格300円」という広告を見つけた。試してみようと思いきやすぐに申し込んだ。商品が届いた10日後に、同じ商品20袋(3万9,600円)が届いた。驚いて連絡したら「初回到着後は、4カ月ごとに20袋をお届けするコース。広告や注文確認画面に表示してある」と言われた。(40歳代 女性)

**事例2** スマートフォンで「ひげ対策化粧水を初回980円で提供」という広告を見て申し込んだ。商品到着後しばらくして「2回目の商品(6,000円)を送送します」というメールが届いた。「2回目は要りません」とメールを送ったら「6回購入後でない」と解約できません」と返信があった。広告を確認したら小さな字で書いてあった。(30歳代 男性)

1回だけのつもりで注文したところ、数カ月の定期購入が条件だったという相談が後を絶ちません。インターネット販売をはじめ通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、解約や返品については表示内容に従う事になります。事例1は、「2回目の商品代3万9,600円支払い後はいつでも解約できる」という表示があり、2回目の支払い後に解約せざるを得ませんでした。事例2は、業者から「初回購入を定価購入(9,800円)に変更すれば、商品発送を止める事はできる」との提案があり、相談者が差額を払って解約しました。

商品を申し込む際は、定期購入が条件になっていないか、定期購入の場合は期間や支払総額、解約や返品ができるかなど契約内容を確認しましょう。困ったことがあれば消費生活センターに相談してください。